

# 「のめり込み」にはくれぐれも御注意を

「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

## ギャンブル等依存症とは？

### ★ギャンブル等へののめり込むと、様々な支障が発生します。

- ギャンブル等依存症は、ギャンブル等へののめり込み、コントロールができなくなる精神疾患の一つです。
- ギャンブル等依存症により、日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。  
すなわち、ギャンブル等依存症は、借金の問題だけでなく、うつ病の発症などの健康問題、さらに、自殺などの社会問題を引き起こすこともあります。



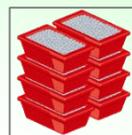
### ★ギャンブル等依存症は、誰でも陥ってしまうおそれがあります。

- 「仕事がうまくいかない」といったストレスや、孤独感などがきっかけとなってギャンブル等に頼るようになってしまうことによって、ギャンブル等への「のめり込み」が始まってしまう可能性があります。
- 「意志が弱い」、「だらしない」といった性格によってなるものではありません。

### ★ビギナーズラックこそ要注意。

- 若いころにギャンブル等を始めると、のめり込みの病状が深刻になりやすいと言われています。

なお、法令で定められた年齢に達しない方が、ギャンブル等を行うことは禁止されています。



## 注意すべきポイントは？

★負けを取り戻すことはできないと分かっているのにやめられない。。。

ギャンブル等依存症のサインでは？

★一旦のめり込み、周りに嘘をつき始めると、気合や根性では抜け出すことができません。



- ギャンブル等への「のめり込み」から「回復」し、健康な生活を取り戻すには、同じ問題を抱えた人同士でつながり、また、専門家の支援を受けることが重要です。

## 「愛好家」と「依存症が疑われる方」とはどのように違うの？

### 【LOSTの概要】

※ 公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会ウェブサイトから引用。

\* 過去1年間のギャンブル等の経験で、以下の4項目のうち2つ以上該当する場合、「ギャンブル等の愛好家」ではなく、「ギャンブル等依存症」の危険性があると言われています。

#### ● Limitless

…ギャンブル等をするときには予算や時間の**制限を決めない、決めても守れない。**

#### ● Once Again

…ギャンブル等に勝ったときに、**「次のギャンブル等に使おう」と考える。**

#### ● Secret

…ギャンブル等をしたことを誰かに**隠す。**

#### ● Take Money Back

…ギャンブル等に負けたときに、**すぐに取り返したい**と思う。

## 気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 借金があるのに、「次こそ勝つ！」と思いながらギャンブル等を続けている方はいませんか。少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索

(消費者庁ウェブサイト [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_012/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_012/))

# 御家族の皆様も、的確な対応のために 必要な環境へとつながることが必要です。 「ギャンブル等依存症対策基本法」が平成30年10月に施行されました！

ギャンブル等依存症は、適切な治療や支援により、「回復」が十分に可能ですが、留意すべき点があります。

## ギャンブル等依存症のサインとは？

★ ギャンブル等をしている方に、家族の行事を顧みない、家庭内でのお金の管理について暴言を吐く、などの変化はありませんか？ギャンブル等依存症のサインかも。。。

## 注意すべきポイントは？

★ 家族会や自助グループにつながり、的確に対応するためのノウハウを身に付けましょう。

★ 家族が状況に振り回されないようになるために極めて重要です。

- 家族会や御家族向けの自助グループは、ギャンブル等依存症の方への向き合い方、財産関係の問題への対応方法等、様々な知見を蓄積しています。

★ 借金の肩代わりは禁物です。

- よかれと思っても、借金の肩代わりをしてしまうと、御本人が問題に向き合い、回復に至る機会を奪ってしまいます。

## 気になることがある場合は？

- ◆ ギャンブル等依存症対策は、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、関係省庁が連携の上で取組を進めます。毎年5月の「ギャンブル等依存症問題啓発週間」の機会等を通じ、啓発活動も強化していきます。
- ◆ 少しでも気になることがある場合は、御相談したい内容に応じて、各窓口へ。

【相談先となる窓口の情報などが掲載されています。】

消費者庁 ギャンブル等依存症

検索